

## 農地法第4条許可申請書 添付書類及びチェック表

※書類が揃っているか、提出前に今一度ご確認をお願いします。

確認欄	添付書類	備考
	農地法第4条許可申請書	
	申請地の登記事項証明書	全部事項証明に限る 法務局【有料】
	※相続未了の場合(登記されている所有者がお亡くなりになっている場合)は次の書類も併せてご提出ください	
	相続人であることが判断できる戸籍謄本【有料】	
	相続確定に関する書類(分割協議書など)	
	相続関係図	
	※登記されている住所が申請者の現住所と異なる場合、登記されている住所から現住所までの住所移動がわかるものも併せてご提出ください。	
	住民票や戸籍附票など【有料】	
	申請地の位置を示す地図	住宅地図など転用場所がわかるもの及び 10000～50000分の1の地図
	申請地の公図または字限図の写し	あざきりず 公図…法務局【有料】、字限図…市役所税務課【有料】
	転用事業計画書	申請書の転用の事由の詳細を補足する場合
	転用事業に要する経費の証明	造成費、建築費、土地取得費など転用するために必要となる経費の見積書など
	資金証明書	残高証明、融資証明など
	土地利用計画図	周囲の状況(道路・水路等)を記入し施設の配置を記入する
	施設等の配置図、平面図、立面図、土地の断面図	排水計画を記入 土地利用計画図と重複する図面は不要
	申請地の写真	転用地を赤線で記入

★次に該当する場合は、上記書類の他に以下の書類も合わせてご提出ください。

確認欄	添付書類	備考
	地積測量図	1筆の一部を転用する場合
	隣接農地の耕作者の同意書	隣接地に農地がある場合
	水利権・用排水権にかかる関係権利者の同意書	工事に伴い被害が生ずる場合
	里道・水路等管理権利者の同意書	里道・水路等を含めて転用する場合
	土地改良区の意見書	土地改良区内の農地の場合 (西大浦・岡田上・岡田中・岡田下・八雲地区)
	合意解約書	法定耕作者がある場合
	現有資材置場(駐車場)利用状況調書	資材置場(駐車場)へ転用する場合、現在の状況を記入する
	他法令許可等の手続き状況を確認する書類	他法令等の許可等が必要な場合
法人の場合	法人登記事項証明書	全部事項証明に限る 法務局【有料】
	定款、寄付行為又は規約の写し	原本証明
	議事録の写し	原本証明

転用目的によっては上記以外にも添付書類が必要となることがありますので、詳しくは農業委員会までお尋ねください。

○申請書提出期限 每月20日(土日祝の場合は次の開庁日)です。

○提出部数・・・正1部(基本的に原本還付も受け付けています。必要な方はお尋ねください)